

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）に対する意見及び金融庁の考え方  
平成 30 年 10 月 23 日 日本貸金業協会

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>Ⅲ－１．経営・ガバナンスに関する着眼点</p> <p>【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】</p> <p>（１）経営陣の姿勢・主導的役割</p> <p>Ⅲ－２．リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点</p> <p>（１）リスクベース・アプローチ</p> <p>（４、９、１０ ページ目）</p>	<p>４ ページ目「また、ビジネスモデル・経営戦略を検討する際にも、コンプライアンス・リスクを含むリスクについて幅広く検討し、前広に考慮していく必要がある。」との記載から、本基本方針（コンプライアンス・リスク管理基本方針）での「コンプライアンス・リスク」とは、数あるリスクの１つとしての概念と理解。一般的に「コンプライアンス」とは「社会的規範も含む法令等遵守」と理解しているが、本基本方針における「コンプライアンス・リスク」とは、具体的にどのようなリスクを想定しているのか。</p> <p>（理由等）</p> <p>コンプライアンス・リスクの概念を明確化し、必要となる対応を検討するため。</p>	<p>7</p> <p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)の「また、ビジネスモデル・経営戦略を検討する際にも、コンプライアンス・リスクを含むリスクについて幅広く検討し、前広に考慮していく必要がある」との記載から、本基本方針における「コンプライアンス・リスク」につき、数あるリスクの１つとしての概念と理解した。</p> <p>一般的に、「コンプライアンス」とは「社会的規範も含む法令等遵守」と理解しているが、本基本方針における「コンプライアンス・リスク」とは、具体的にどのようなリスクを想定しているのか。</p> <p>（理由等）</p> <p>コンプライアンス・リスクの概念を明確化し、必要となる対応を検討するため。</p>	<p>本基本方針は、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえ、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一環として、利用者保護と市場の公正・透明に関する分野、その中でも特に、法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われてきた分野を扱うものです。</p> <p>その上で、金融機関を巡る環境の急速な変化及び活動の国際化に対応し、また、経営に重大な影響をもたらす不祥事等の発生を防止するためには、最低基準としての法令（業法）等を遵守するだけでなく、各金融機関において、コンプライアンスは経営の問題であるとの認識が醸成され、コンプライアンスをリスク管理の一環として捉えることや、ビジネスモデル・経営戦略と一体の自社にとっての最適なリスク管理態勢の整備や問題事象の未然予防に向けた自律的な取組みがなされること等が期待されます。</p> <p>このような背景に鑑み、各金融機関自身において、そのビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、何が自社にとってのリスクにつながるかを検討していただく必要があることから、本基本方針では「コンプライアンス・リスク」及び「コンプライアンス・リスク管理」につき具体的な定義を置いておりません。</p>

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）に対する意見及び金融庁の考え方  
平成30年10月23日 日本貸金業協会

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
2	全般	<p>上記1に関連して、本基本方針（コンプライアンス・リスク管理基本方針）は、「コンプライアンス・リスク」という種類のリスクに関する基本方針と位置づけられているように見受けられるが、その他のリスク（与信リスク、システムリスク、事務リスク等）については、基本的には本基本方針のスコープ対象外との理解でよいか。</p> <p>（理由等）</p> <p>本基本方針の位置づけと、対象となるリスクの範囲を理解するため、明確化したい。</p>	<p>10 本基本方針は、「コンプライアンス・リスク」という種類のリスクに関する基本方針と位置づけられているように見受けられるが、その他のリスク（与信リスク、システムリスク、事務リスク等）については、基本的には本基本方針のスコープの対象外との理解でよいか。</p> <p>（理由等）</p> <p>本基本方針の位置づけと、対象となるリスクの範囲を理解するため、明確化したい。</p>	<p>金融機関が管理すべきリスクには様々なものがありますが、顕在化した問題事象の根本原因が共通である場合や、コンプライアンス・リスクに関する問題事象が他のリスクが顕在化する予兆である場合等、コンプライアンス・リスク管理と他のリスクが関連するケースが考えられます。</p> <p>そこで、基本的には他のリスク・カテゴリーに分類されるリスクであっても、各金融機関にとってのコンプライアンス・リスクに関連する場合には、本基本方針の考え方が妥当すると考えられる旨を本基本方針に追記しました。</p> <p>例えば、以下のような場合に、信用リスク、システムリスク又は事務リスクとコンプライアンス・リスクが関連すると考えられます。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益至上主義の傾向を有する企業文化の下で、無理な営業活動、杜撰な与信審査、審査関係書類の改竄等の不正が行われる場合（※信用リスクとコンプライアンス・リスクが関連する事例）</li> <li>・脆弱なセキュリティ態勢の下、コンピューターの不正利用や機密情報の流出が発生し、事後対応の不適切さも相俟って、顧客の被害、金融機関の経済的損失やレピュテーションの著しい低下等につながる場合（※システムリスクとコンプライアンス・リスクが関連する事例）</li> </ul>

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）に対する意見及び金融庁の考え方  
 平成30年10月23日 日本貸金業協会

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
				・事務ミス、事故、不正等を軽視し、根本原因を同じくする事象が多数又は広がりをもって発生していることを看過している場合（※事務リスクとコンプライアンス・リスクが関連する事例）

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）に対する意見及び金融庁の考え方  
 平成 30 年 10 月 23 日 日本貸金業協会

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
3	Ⅲ-1. 経営・ガバナンスに関する着眼点 【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】 （1）コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保 （8 ページ目）	「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材のローテーションを図る取組み…コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する上で有益である」とあるが、管理部門の人材が、独立した管理部門による指揮命令のもと、事業部門に配置され、けん制機能を発揮する取組（注）も金融機関の規模や特性に応じて、知見を有する人材を事業部門に供給する目的において、一つの対策として有効と考えるが妥当か。 （注）防衛 1. 5 線の考え方 （理由等） 防衛三線（P6）の態勢における課題のために、例示で示されている「第一線」「第二線」の人材交流とは別に、「第二線」のスキル保有者を「第一線」に人員配置し、けん制機能を確保・リスク管理の向上を図る大手外国銀行等の取組事例について聞いているが、国内のメガバンクや証券会社等においても取組として事例があると思われる、また、金融機関の規模や特性に応じた取組として、人材交流に限定されず、有効であると考え、念のために確認するもの。	65 III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(1)に「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材ローテーションを図る取組み…コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する上で有益である」とあるが、管理部門の人材が、独立した管理部門による指揮命令のもと、事業部門に配置され、けん制機能を発揮する取組（注：防衛 1. 5 線の考え方）も金融機関の規模や特性に応じて、知見を有する人材を事業部門に供給する目的において、一つの対策として有効と考えるが妥当か。 （理由等） 防衛三線の態勢における課題のために、例示で示されている「第一線」「第二線」の人材交流とは別に、「第二線」のスキル保有者を「第一線」に人員配置し、けん制機能を確保・リスク管理の向上を図る大手外国銀行等の取組事例について聞いているが、国内のメガバンクや証券会社等においても取組として事例があると思われる、また、金融機関の規模や特性に応じた取組として、人材交流に限定されず、有効であると考え、念のために確認するもの。	本基本方針では、コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保に資すると考えられる一つの取組みの例として、人材のローテーションを図る取組みを紹介していますが、かかる取組みが必須であると整理しているものではなく、ご指摘の、いわゆる 1. 5 線の整備の考え方の有益性を否定するものでもありません。 本基本方針記載のとおり、各防衛線の役割を定型的・形式的に考える必要はなく、各金融機関が組織の実情を十分に踏まえ、総合的にみて適切にリスク管理を行うことのできる態勢を自ら考えることが重要であると考えます。

「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）に対する意見及び金融庁の考え方  
平成 30 年 10 月 23 日 日本貸金業協会

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
4	IV-1. 検査監督の基本的進め方 (4) 当局の問題意識の発信 (14 ページ目)	「モニタリングの結果として得られた有益な気づきや問題意識～中略～については～中略～対外的に発信していく。」については、積極的に発信願いたい。 またその後段で述べられている「また、重点的にモニタリングを行った特定の課題等について、その結果や今後の課題・着眼点等を必要に応じ公表していく。」については、「必要に応じ」ではなく、積極的に公表いただきたい。 (理由等) 金融機関がベスト・プラクティスを追求するために非常に有益な情報であるため。	83 IV-1-(4)の「モニタリングの結果として得られた有益な気づきや問題意識・・・については・・・対外的に発信していく。」については、積極的に発信していただきたい。 また、その後段で述べられている「また、重点的にモニタリングを行った特定の課題等について、その結果や今後の課題・着眼点等を必要に応じ公表していく。」については、「必要に応じ」ではなく、積極的に公表いただきたい。 (理由等) 金融機関がベスト・プラクティスを追求するために非常に有益な情報であるため。	今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。